

平成30年8月31日

担当課：人づくり・県民生活部私学振興・
青少年育成局青少年育成課
直通：092-643-3388
内線：2926
担当：北川、三島

「福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例」の制定について (平成30年9月議会提案)

- スマートフォンの普及に伴い、SNS等を通じて、青少年が言葉巧みにだまされたり、脅かされたりして、自分の下着姿や裸を撮影させられた上、メール等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が増加しています。
- 現状では、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」には裸の画像を青少年に要求する行為を禁止する規定がありません。
- 県では、「福岡県青少年健全育成条例」を一部改正し、新たに「裸の画像等を青少年に要求する行為の禁止」の罰則規定を設ける条例案を9月定例県議会に提案します。
- この改正により、言葉巧みにだまされたり、脅されたりするなど、不当な手段を用いて裸の画像等を要求した場合には、画像送信前であっても検挙することが可能となります。
- 県としては、今回の条例改正をはじめ、青少年や保護者に対する啓発を行い、被害の未然防止に努めてまいります。

1 全国及び県内の自画撮り被害を受けた青少年の数

	H25	H26	H27	H28	H29	H25とH29 との比較
全国	270人	289人	376人	480人	515人	約 1.9倍
福岡県	22人	26人	23人	31人	49人	約 2.2倍

2 自画撮り被害に遭わないために

- ① 自分の下着姿や裸の写真をスマートフォンで撮影しない。
- ② ネットで知り合った相手はもちろん、交際相手や友達など信用している相手であっても、下着姿や裸などの写真を送らない。
- ③ ネット上で知り合った相手を安易に信用しない。

3 具体的な被害事例

- ・ 中学生の女子生徒が、スマートフォンのアプリで知り合った男性に言葉巧みに誘引され、裸の写真を自画撮りした上、送信した。
- ・ 高校生の男子生徒が、インターネットのアプリで知り合った女性になりすました男性に言葉巧みに誘引され、裸の写真を自画撮りした上、送信した。その後、更に「裸の写真を送らなければ写真をネットに公開」と脅され、応じなかったところ、ネットに裸の写真を晒された。